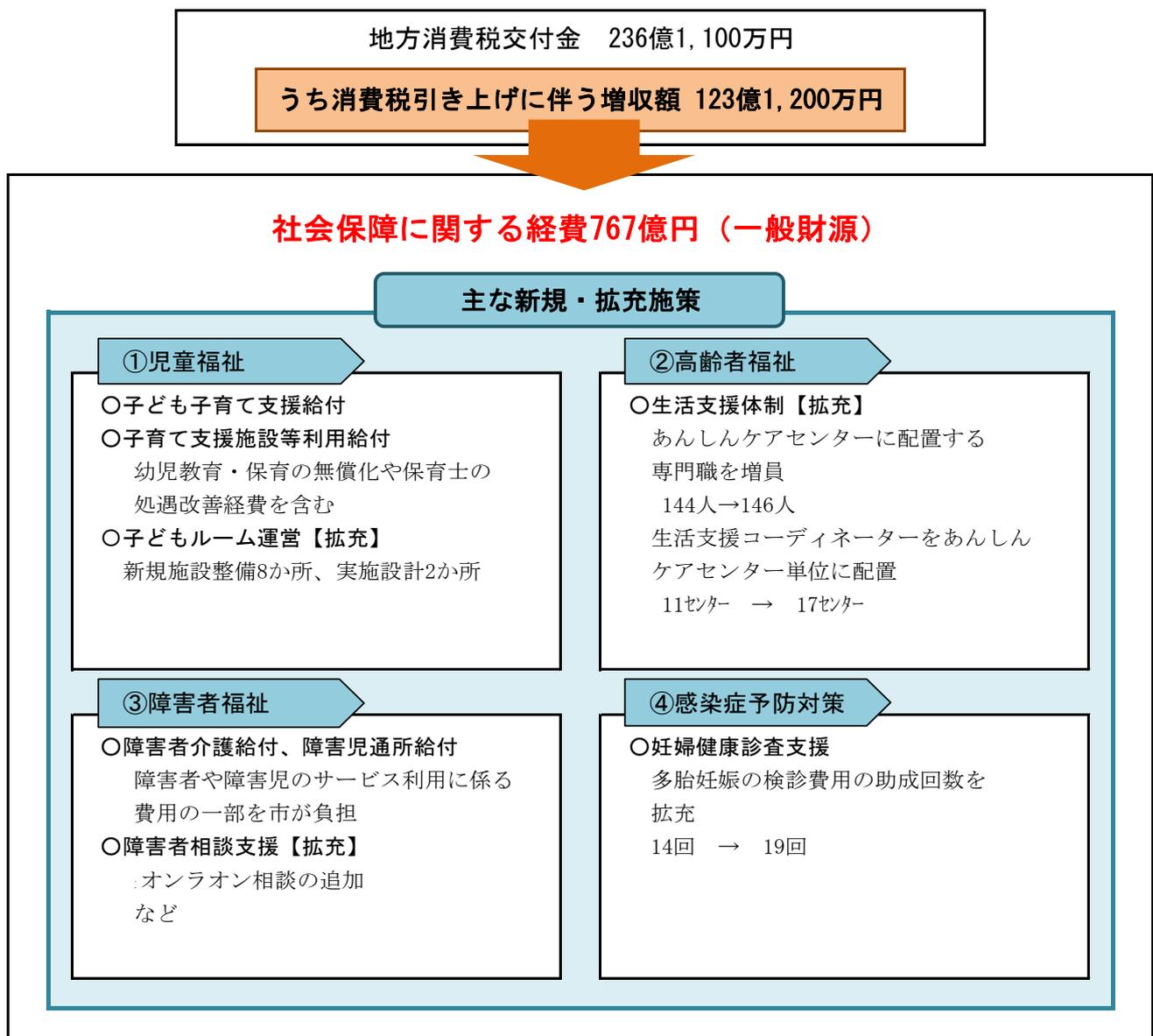


消費税率引上げに伴う「増収分」の使い道について（令和3年度決算）

平成26年4月より消費税率が5%から8%（国6.3%、地方1.7%）、令和元年10月より消費税率が8%から10%（国7.8%、地方2.2%）に引き上げられ、引き上げに伴う増収分は、地方税法により社会保障に関する経費に活用することとされました。

千葉市の令和3年度決算では、税率引き上げに伴う増収額は123億1,200万円となり、社会保障に関する経費767億円（一般財源分）の一部として活用しています。

主な新規・拡充事業として、あんしんケアセンターにおける専門員の増員、障害者相談支援におけるオンライン相談の追加、多胎妊娠検査費用の助成回数拡充などがあります。



（注）上記の社会保障に関する経費には、以下の経費は含まれておりません。

- ・ 社会保障関係施設等に関する投資的経費、公債費
- ・ 社会保障関係施策に関してサービスを提供する市の職員人件費（保育所保育士等）